

# 連帯労組との決別

# 正しかった私たちの決断

私たち近畿生コン関連協議会を構成する労組（生コン産労・建交労・UAゼンセン）が連帯労組と決別の原因となった2017年12月12日の連帯労組による「ストライキ」と称する一連の行動。

その行動の不当さと彼らと決別した私たちの判断の正しさを証明するような事件の判決が、2020年8月21日、大阪地方裁判所で言い渡されました。

## 阪神生コン建材事件（平成30年） (ワ)第7434号)のあらまし



大阪地方裁判所

阪神生コン建材事件とは、ト全量の輸送の委託を受けるべき地位にあることの確認、②被告は、自ら又は原告（原告）が、その取引先である近畿運輸運輸株式会社（原告）が、その取引先であつた阪神生コン建材工業株式会社を被告として、①被告が出荷する生コンクリートを輸送してはならないこと、③損害賠償として1億

20年8月21日、原告の請求はいずれも理由がないものとして、①原告の請求をいずれも棄却する、②訴訟費用は原告の負担とする、との判決を言い渡し、原告の全面的敗訴となりました。大阪地方裁判所は、2018年9月に大阪地方裁判所に訴えをおこした事件です。



原告の近畿運輸株式会社（尼崎市）

**大阪地裁の示す契約解除を合法とする根拠**

● 「12・12スト」からはじまった異常事態

連帯労組の行動は「労組運動とは無縁」と厳しく批判。

● 「12・12スト」の違法性を断罪

裁判での争点は大きく分けて「契約期間」と「契約更新拒絶の正当性」の二つに大別されますが、何といっても「専属運送委託契約」の更新の拒絶の正当性について多くが論じられました。

連帯労組らが2017年12月12日におこなった「ストライキ」と称する行動について、裁判所は行動の実態に基づく法的な評価（団体争議権に名

を借りた業務妨害行為）を根拠にして、原告会社と連帯労組との関連性や今後も威力妨害行為が継続する懸念が存在することを認め、契約更新の拒絶は「違法ではない」と判断しました。

私たちは、経営者団体との協議日程を無視したこと、連帯労組の言う「ストライキ」と称する行動は、労働運動とは無縁の「威力妨害行為」でしかないことなどを厳しく批判していました。

連帯労組らが「12・12スト」なるものを強行したことにより彼らと決別し、新たに近畿生コン関連協議会（KURS）を結成し、集団的労使関係の再構築をはかつてきました。

# すべてに“足を引っ張った” 「12・12スト」（＝業務妨害行為）



関係のない車両にまで妨害

裁判の大きな争点となつた「専属運送委託契約」の更新の拒絶の正当性についての検討にあたつて、連帯労組らが2017年12月12日におこなつた「ストライキ」と称する行動は、原告（近畿運輸社）にとつて極めて不利に働きました。

## 団体争議権の名を借りた 業務妨害と断定

### 大阪広域協組の決議も 契約解除も正当と判断

大阪地裁は、「団体争議権は、労働条件の改善を目的として、雇用主に対して行使することが許されるものであり、雇用主の取引先に対する行使することが許されるものではなく、かかる行為は、団体争議権の名を借りた業務妨害行為といわざるを得ない。」「本件専属運送委託契約における運賃の交渉は、契約当事者間で行うべきものであつて、契約当事者でない連帶の組合員や原告の従業員が交渉



この評価をおこなつた上で、大阪広域協組が組合員に対し、「連帶との関与がある生コン製造販売会社に対し、安定供給に不安がある工場は問題が解決するまで割当を自肅してもらいたい」ことを内容とする決議者に対する妨害を避けた結果づけています。

すると、上記ストライキの後も、連帶の組合員によるストライキ及びこれに伴う業務妨害行為が行われるそれが高かつたといわざるを得ない。」との評価をしています。

## 独占禁止法違反も否定

さらに、独占禁止法に基づき公正取引委員会が「正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者と共同して、ある事業者に対し取引を拒絶し又は取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること」は、「不公正な取引方法（一般指定）（「共同の取引拒絶」）として禁止していることに抵触しているとの原告の主張に対しても、大阪地裁は、「正当な理由があれば、独占禁止法に反するものではなく、不法行為にも該当しないことになる」とした上で、「連帶の組合員による

## 労働組合の団体行動権を歪めた連帶労組



雇用関係のない企業に大量動員をかけて業務妨害をおこなう連帶組合員

労働組合が「ストライキ」と称する行動すべてが保護

され、免責されるわけではありません。

あるとはいえず不法行為は成立しない。」として、被告の契約更新拒絶を「連帶労組のストライキ」（業務妨害行為）を理由に是認し、原告の訴えすべてを退ける結果となりました。

結局、連帶労組による「ストライキ」と称した威圧的業務妨害行為は、様々な場面で自らが主張する正当性を阻害するものとなっています。

この評価をおこなつた上で、大阪広域協組が組合員に対する影響は問題が解決するまで割当を自肅してもらいたい」ことを内容とする決議者に対する妨害を避けた結果づけています。

この評価をおこなつた上で、大阪広域協組が組合員に対する影響は問題が解決するまで割当を自肅してもらいたい」ことを内容とする決議者に対する妨害を避けた結果づけています。

社会的に支持され、やむを得ない行動としての「争議権行使」であつたかどうかが「ストライキ」の正当性が判断されるといつても過言ではありません。

連帶労組の「ストライキ」と称する行動は、意に沿わない団体・個人に対する「力」で屈服させる、強制力で従わすといった暴挙でしかありません。

そういう意味でも、連帶労組の行動は労組運動や民主運動に対して「悪しき前例」を自らつくつたと批判されても当然のことです。